

## 豊かな暮らしを創る身近な「三重の木づかい」推進事業業務委託 業務仕様書

### 1 目的

三重県では、令和3年10月に施行した「みえ木材利用方針」に基づき、県民の健康で快適かつ豊かな暮らしの実現を目指し、様々な場面での木材利用の推進に取り組んでいます。

日常生活における木材利用を推進するためには、県民が気軽に木づかいに取り組むことができる環境が重要であることから、本事業において、県産材を使用した魅力的な生活用品を充実させるとともに、身近に県産木製品に触れることができる機会の提供を行います。

また、木製品を使う意義や森林の大切さを学ぶツアーの実施等により、木づかいの意識の醸成にも取り組み、日常生活で当たり前のように木材が使われる社会づくりを目指します。

### 2 委託業務名

豊かな暮らしを創る身近な「三重の木づかい」推進事業業務委託

### 3 委託期間

契約の日から令和6年3月19日（火）まで

### 4 委託業務の内容

#### (1) 県産木製品コンテストの開催

以下のとおり、日常生活において使用する魅力的な県産木製品の製作者を表彰するコンテストを実施すること。なお、募集にあたっては、多くの木製品のエントリーを目指し、SNSの利用やチラシの配布等、工夫して募集を行うこと。

#### ア 募集部門の決定

1の目的に留意し、募集する部門を3部門程度、委託者と協議のうえ決定すること。

#### イ 募集要項の作成

1の目的に留意し、委託者と協議のうえ作成すること。

#### ウ 募集

募集チラシを製作して、幅広く募集を行うこと。なお、チラシのデザイン及び印刷部数については、委託者と協議のうえ決定すること。また、募集する木製品については、以下の要件を満たすこととする。

- ・日常生活で使用する木製品であること。
- ・応募者本人のオリジナル商品であること。
- ・三重県産木材を使用していること。
- ・価格、デザインが決まっていること。
- ・3年以内に商品化した、又は商品化の予定がある木製品であること。
- ・応募には「作品名称」「作品説明」「写真」の提出を必須とする。

## エ 応募作品の審査

審査会実施要領及び審査基準を委託者と協議のうえ作成すること。また、入賞作品を選定する審査員を6名程度、森林・林業、木材産業、消費者関係団体、学識経験者等から委託者と協議のうえ選定し、審査会を実施すること。なお、審査員は昨年度を踏まえ選定すること。

※参考：みえの木製品コンテスト2022 募集要項

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001029151.pdf>

## オ 表彰式の開催

入賞作品の製作者を表彰する表彰式を開催すること。なお、受賞者に授与する表彰状は県が支給する。

### (2) 木製品の夢のアイデア募集

募集チラシを製作のうえ、一般県民の方を対象に「これが木材で作られていれば」と思う木製品の夢のアイデアを募集すること。なお、募集チラシのデザイン及び印刷部数については、委託者と協議のうえ決定すること。

#### ア 募集方法

本業務は、アイデアの募集以外に、県民への「三重の木づかい」を考える機会の提供を目的としているため、募集にあたっては、小学生の親子での参加を促す等、多くの県民が気軽に参加できるよう工夫して募集すること。なお、参加賞のノベルティについては、県から支給することとする。

#### イ 募集したアイデアについて

募集したアイデアについては、県ホームページにて公表を予定している。

### (3) 三重県「木づかい宣言」登録事業者店舗等における展示

(1)のコンテスト入賞作品を、三重県「木づかい宣言」登録事業者の要望に応じて、事務所や店舗等で展示すること。なお、展示する木製品は県が支給する。展示の際には、木製品がつくられた背景や特徴、購入方法等が分かるように展示すること。

※参考：三重県「木づかい宣言」事業者登録制度 紹介ホームページ

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/05/ci500014342.htm>

### (4) 木製品を題材としたツアーの開催

(1)のコンテスト入賞作品を題材とした、木づかいの意義や森林の大切さが学べるツアーを1回以上開催すること。なお、募集人数は15名程度を見込んでいる。また、題材としなかった入賞作品についても、ツアー参加者に展示、紹介等を行いPRすること。

### (5) 県産木製品普及PRツールの作成

以下のとおり、三重の木づかいを普及するためのPRツールを作成すること。なお、パンフレット及び動画の内容については、(1)のコンテスト入賞作品の情報その他、木づかいの意義や森林の大切さが分かるような内容とすること。

#### ア パンフレットの作成

三重の木づかいを普及するためのパンフレット(フルカラー30ページ以上)を作成し、データとともに、印刷したパンフレットを1,000部納めること。

#### イ 普及動画の作成、放送

三重の木づかいを普及するための動画（3～5分の動画を3本程度）を作成し、テレビ等県民の目に触れやすいメディアにて放送すること。なお、内容及び放送先のメディアは委託者と協議のうえ決定すること。

#### (6) その他

##### ア 業務内容の決定について

募集要項や募集方法等、本仕様書に記載のない事項に関しては、実施前に県と協議のうえ決定することとする。

##### イ 成果物について

委託業務として実施した内容をとりまとめ、委託業務完了報告書として提出すること（冊子1部及び電子データ1部（CD-R等））。なお、具体的な活動の日時、実施内容等が確認できるものとし、報告書の様式は任意とする。また、業務終了後において、県が（5）の業務により制作されたパンフレット及び動画を自ら利用する際は、県及び県が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいう。）できるものとする。

##### ウ 委託者と受託者の業務区分

当該業務を行う上での役割分担は、別記のとおりとする。

##### エ 個人情報の保護

応募者の情報（住所、氏名、所属等）を別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に従って適切に管理すること。

##### オ 新型コロナウイルス感染防止対策

実施にあたっては、必要に応じて新型コロナウイルス感染防止対策を講じること。

##### カ 関係書類の保管

本業務実施に関する関係書類については、業務終了後5年間は保管すること。

別記

業務	委託者の役割	受託者の役割
<p>県産木製品コンテストの開催</p>	<p>募集 募集要項の決定 審査会実施要領及び審査基準の決定 応募様式の決定 広報チラシデザインの決定 関係団体への共催・後援等依頼 関係団体への情報提供、チラシ配布 募集情報の掲載（県HP等） 追加募集の実施判断</p>	<p>募集要項案の作成 審査会実施要領案及び審査基準案の作成 応募様式案の作成 広報チラシ案の作成、広報チラシの印刷 関係団体への共催・後援等に係る助言 関係団体への情報提供、チラシ配布 募集情報の掲載への助言 応募受付窓口業務 応募書類のとりまとめ 追加募集の実施にかかる助言</p>
	<p>選定 選定委員の決定、依頼 選定委員会当日資料内容の決定 選定委員会当日司会、運営、進行</p>	<p>選定委員会会場確保、支払事務 選定委員への連絡、調整、支払事務 選定委員会当日資料案の作成、印刷 選定委員会当日司会、運営、進行の補助</p>
	<p>表彰式 受賞者への連絡 表彰状の作成 表彰式シナリオの決定 表彰式の設営、運営、進行の補助 受賞者及び表彰式開催状況の広報（県HP、SNS等）</p>	<p>表彰式会場確保、支払事務 受賞作品のとりまとめ 受賞者との調整 表彰式シナリオ案の作成 表彰式の司会、設営、運営、進行</p>
<p>木製品の夢のアイデア募集</p>	<p>募集・広報 募集要項の決定 応募様式の決定 広報チラシデザインの決定 関係団体への共催・後援等依頼 関係団体への情報提供、チラシ配布 募集情報の掲載（県HP等） 参加ノベルティの配布 アイデアの広報（県HP、SNS等）</p>	<p>募集要項案の作成 応募様式案の作成 広報チラシ案の作成、広報チラシの印刷 関係団体への共催・後援等に係る助言 関係団体への情報提供、チラシ配布 募集情報の掲載への助言 応募受付窓口業務 アイデアのとりまとめ、提出</p>

木づかい宣言 事業者店舗等 への展示	展示	木づかい宣言事業者への照 会、依頼 展示品の調達、支給	木づかい宣言事業者との調整 展示品の商品説明看板等の作成、設 置
木製品を題材としたツアーの開催	募集	ツアー行程の決定 応募様式の決定 広報チラシデザインの決定 関係団体への共催・後援等依 頼 関係団体への情報提供、チラ シ配布 募集情報の掲載（HP等） 追加募集の実施判断	ツアー行程案の作成 応募様式案の作成 広報チラシ案の作成、広報チラシの 印刷 関係団体への共催・後援等に係る助 言 関係団体への情報提供、チラシ配布 募集情報の掲載への助言 応募受付窓口業務 応募書類のとりまとめ 追加募集の実施にかかる助言
	運営	ツアーの運営、進行の補助	ツアーの運営、進行 ツアーの実施に必要な講師、会場等 の支払事務
県産木製品普及PRツールの作成	パンフレット	デザインの決定	掲載に必要な取材の実施 デザイン案の提案（校正4回以上） 印刷、納品
	普及動画	動画内容の決定	動画作成に必要な取材の実施 動画案の提案（校正2回以上） 動画作成、放送
全般		応募者、関係団体への情報提 供 受託者への情報提供	委託者から求められる助言ならびに 資料作成にかかる支援

上記に明記の無い事項に関しては、委託者、受託者間で協議を行い、双方協力して円滑な運営を目指す。